

「みどりの食料システム戦略」技術カタログ掲載候補

応募条件

(1) 候補となる研究成果の提出 (【別紙 2】)

応募にあたっては、【別紙 2】を作成し、提出してください。作成の際は、本様式ファイルに添付の作成にあたっての留意事項 (1 ページ) をよくお読みいただき、「記載例」 (2 ページ) を参考にしてください。提出の際は 1, 2 ページのスライドを削除してください (候補となる研究成果は 3 ページに記載してください)。

(2) 開発された時期

新規に募集する成果は、原則として、令和 6 年度の研究成果としますが、令和 5 年度以前の成果のうち、普及することにより「みどりの食料システム戦略」の実現に大きく貢献することが見込まれるものや、改良や再評価等により新技術として現場への普及に供し得るようになったもの、または令和 7 年度の研究成果のうち、普及に供し得るようになることが、候補選定の時点において確実なものについては対象とします。

(3) 「みどりの食料システム戦略」の実現に貢献すること (【別紙 3】)

提案する技術が以下の取組のいずれか (あるいは複数) の実現に資することを明らかにしてください。

1. 温室効果ガスの低減
2. 化学農薬使用量の低減
3. 化学肥料使用量の低減
4. 有機農業の推進
5. その他 (1~4 のいずれにも該当しない場合) : みどりの食料システム戦略 (本体※) に記載された具体的な取組のいずれか

※ <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/index-10.pdf> の 8~16 ページ

※ どの取組に貢献するかを明らかにすること

(4) 「みどりの食料システム戦略」の実現に資する効果が、原則、実証試験等で定量的に十分に検証されていること

(5) 利用希望者がすぐに導入できる状態(情報公開済み、導入マニュアル整備済み、市販化済み等) であること

※品種については、種苗登録などにより知的財産の確保がなされており、増殖・配布の見通しが立っていること。

(6) カタログ掲載後に、技術及び品種に係る権利関係でトラブル等が生じないように十分に検討されていること

(7) 環境や営農に悪影響を及ぼさない技術であること

(8) 公的なカタログへの掲載にふさわしい成果であること (【別紙3】)

・有用な技術を広く普及させることを目的とするため、特定の地域での利用にとどまらず、他地域での利用・適用の可能性を持つ成果であることとします。

・品種に関しては地域が限定される場合がありますが、みどりの食料システム戦略への貢献の観点から画期的な特徴を有し、学会、新聞・メディア、農林水産省等から高い評価を得ているものを提案対象とします。その際は、提案品種に関して、以下の 2 項目の評価を付加してください。

項目 1：普及可能性（普及が見込まれる範囲）

①：日本全国

②：複数都道府県

③：1 都道府県内

項目 2：効果のインパクト

①：非常に重大な問題を解決する

②：これまで対応策がなかった問題を解決する

③：導入が非常に容易

(9) 新規性・優位性（該当する場合は【別紙3】に記入）

同様の技術がすでに掲載されている場合は、提案技術の新規性や優位性が明確であるものとします。